

水産庁資源管理部長 殿

平成 20 年 7 月 18 日

(財) 日本鯨類研究所
共同船舶株式会社

鯨肉をめぐる問題についての報告書

(財) 日本鯨類研究所が実施している南極海での鯨類捕獲調査に就航していた日新丸乗組員のうち 12 名が、調査副産物であるウネスを大量に持ち出し横領したとしてグリーンピース・ジャパンから東京地検に告発された件に関し、調査した結果は別添の第 1 のとおりです。

なお、鯨肉の乗組員への配付の透明性を確保するため、別添の第 2 のとおり改善策を講ずることとしましたので報告いたします。

(別添)

第1. 調査結果

1. グリーンピース・ジャパンが『証拠』として西濃運輸青森支店より持ち去った塩蔵ウネスは、日新丸製造手(函館在住、52歳)が自宅宛てに送付したものであった。送付されていた塩蔵ウネスは職場仲間から譲り受けていた分も含まれていたが、全て日新丸において下船時の土産用として配付されたものであった。(なお共同船舶は、毎年、日本鯨類研究所から鯨肉を買い取り、下船時の乗組員への土産用として一人当たり塩蔵ウネス約8kgと赤肉小切約1.6kgを配付してきた。)

2. 鯨肉の買取価格については、日本鯨類研究所が調査終了後に(例年6月)決定するため、乗組員に土産用として配付する段階では鯨肉価格は決定していないので、前年度の価格で買い取っている。

3. 共同船舶は前回の南極海鯨類捕獲調査に参加した乗組員全員を対象に、各個人が送付した荷物の内容について調査を実施したところ、次の事柄が判明した。
 - (1) 土産用塩蔵ウネスの船内からの搬出量は船内生産量と一致し、無断の持ち出しは認められなかった。
 - (2) 土産用として配付を受けた後に、土産は不要として他の乗組員に譲渡した者がいた。
 - (3) 配付した土産を鯨肉店や飲食店等他人に販売した者はいなかった。

第2. 今後の改善

1. 乗組員への鯨肉の配付や配付価格の決定は、第1で記述したとおり公平・適正に行われているが、透明性を確保する観点からその方法や配付の実施状況を公表する。

2. 乗組員に配付される鯨肉については、全て共同船舶が船内で一括管理し、発送も下船後に共同船舶がまとめて乗組員個人宛に直接送付することにする。
3. 乗組員に土産として配布される鯨肉の買い取りについては、従来、前年度の価格を用いてきたが、今後は、当年度の価格が確定した時点で精算する。
4. 転売の防止について、従来から行っている職員への文書による通達に加え就業規則に盛り込む。

以 上